

第 39 回姫路城観月会オンライン動画作成及び配信業務委託
制限付き一般競争入札実施要領

本要領は、第 39 回姫路城観月会オンライン動画作成及び配信業務の委託契約者を、制限付き一般競争入札実施要領により選定するために定めるものである。

1 業務について

(1) 業務名

第 39 回姫路城観月会オンライン動画作成及び配信業務委託

(2) 発注者

姫路城イベント実行委員会（以下「実行委員会」という。）

(3) 業務概要

本業務は、第 39 回姫路城観月会について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、姫路城からの中継及びこれまでの観月会の動画をインターネット等で広く配信することで、姫路市の観光・文化（城・音楽・日本酒・菓子等）の向上及び振興を図るものである。

詳細な業務内容は、第 39 回姫路城観月会オンライン動画作成及び配信業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 委託期間

契約締結日から令和 3 年 10 月 31 日（日）まで

(5) 最低制限価格

無

2 実施スケジュール

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| (1) 令和 3 年 7 月 19 日（月）から | 通知・募集要領、仕様書等提示
参加申込・質問受付開始 |
| (2) 令和 3 年 7 月 26 日（月）午前 10 時 | 現地説明会 |
| (3) 令和 3 年 7 月 29 日（木）午後 5 時 | 参加申込受付・質問受付締切 |
| (4) 令和 3 年 8 月 2 日（月） | 参加資格確認通知書発送（予定） |
| (5) 令和 3 年 8 月 4 日（水） | 質問回答（予定） |
| (6) 令和 3 年 8 月 10 日（火）午前 10 時 | 入札実施 |

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
共同事業体として参加を希望する場合、以下の要件を全て満たすこととする。

- ・全構成員が以下要件のうち(1)ア及び(2)を除く全ての要件を満たすこと
- ・代表者（幹事者）が以下の(1)アの要件を満たすこと
- ・代表者又は構成員のうち 1 者以上が(2)の要件を満たすこと

- (1) 競争入札の参加資格等について（平成 23 年姫路市告示第 408 号）第 5 項の規定により令和 3 年度姫路市業者登録名簿に 4 月 1 日時点で登録されている者

ア 業種「広告、催事、展示」に登録されていること（共同事業体の場合、

参加者の代表者が本条件を満たすこととする)

イ 法人にあっては姫路市税（納税義務がある場合に限る。以下同じ。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者、個人にあっては姫路市税並びに消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第3条の規定による納税の猶予を受けている者）にあっては当該猶予以外に国税の滞納がない者、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条の規定による徴収猶予を受けている者）にあっては当該猶予以外に市税の滞納がない者）

- (2) 過去5年間に、セットの設営を伴う屋外イベント等の撮影及び収録、映像編集を行い、YouTube ライブでの生配信及びテレビジョン放送（ケーブルテレビ等を含む）向けの番組制作を行った実績を各1件以上有する者であること。また本業務担当者に、映像編集及び配信業務の実務経験が5年以上の者を2名以上含めること。（共同事業体の場合、参加者の1人以上が上記条件を満たすこととする）
- (3) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）の規定による資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）を受けていない者であること。
- (4) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に規定する排除対象業者に該当しない者であること。
- (5) 契約者決定の日までの間において、次の全てに該当する者であること。
 - ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）に基づく指名停止を受けていない者
 - イ 姫路市登録業者指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (9) 他の参加申込者に、協力会社等として重複参加していない者であること。
- (10) この制限付き一般競争入札において、次点となった場合に、令和3年8月12日までに実行委員会が契約を締結できないときには、実行委員会と契約を締結することができる者であること。

4 参加申込書等の配付及び現地説明会

(1) 配付期間

令和3年7月29日（木）午後5時まで

(2) 配付方法

姫路城イベント実行委員会のホームページで提供する。ただし仕様書については、希望者に電子メールで配布する。仕様書の配布希望者は事務局宛に配布申込（電話可）を行うこと。

(3) 現地説明会

令和3年7月26日（月）午前10時より、業務実施会場（備前丸・迎賓館）の現地説明会を行う。希望者は7月21日（水）までに事務局まで申込を行うこと。なお現地説明会の参加又は不参加による入札結果への影響はない。

5 参加申込書の提出等

(1) 提出書類

ア 入札参加申込書（様式第1号）

（第3項の(1)イに規定する税目について未納がないことを証明する納税証明書を添付のこと。なお、地方税法附則第59条の規定による徴収の猶予を受けている場合は当該事実を証する書類とする。新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条の規定による納税の猶予を受けている場合は当該事実を証する書類とする。）

※共同事業体は様式第1号に代えて様式第3号（入札参加申込書兼誓約書）を提出のこと

イ 誓約書（様式第2号）

※共同事業体の場合は提出不要

ウ 参加資格確認書（以下「確認通知書」という。）の返信用封筒（返信先を記載し、694円分の切手を貼った長3封筒）

エ 業務実施体制（様式第4号）

オ 業務実績（様式第5号）

(2) 受付期間

通知の日から令和3年7月29日（木）午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、受付期間内に必着のこと。）

(4) 参加資格の審査及び通知

ア 実行委員会は、提出された書類により第3項各号に掲げる入札参加資格の審査を行い、その結果は令和3年8月2日（月）以降に確認通知書を発送し、通知する。

イ 入札参加資格がないとされた者には、確認通知書にその理由を記載する。

ウ 入札参加資格がないとされた者は、当該理由について、実行委員会に対し説明を求めることができる。その場合には、令和3年8月4日（水）までに、参加資格なしとした理由を請求する旨を書面により提出すること。実行委員会は当該請求のあった場合は、これに対し速や

かに回答する。

(5) その他

緊急事態宣言発令等の影響により納税証明書等の取得が提出期限に間に合わない場合は、事前に実行委員会に申し出ること。

6 質問の受付・回答

(1) 提出書類

質問書（様式第6号）に質問事項を記載し提出すること。

(2) 受付期間

通知の日から令和3年7月29日（木）午後5時まで

(3) 提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール（郵送の場合は、受付期間内に必着のこと。）

※ ファクシミリ又は電子メール送信後は電話で知らせること。なお、質問提出締切日以降の質問は一切認めない。

(4) 質問への回答

令和3年 8月 4日（水）以後速やかに、全ての質問と回答を記載した同一の内容の書類を電子メールにて全ての参加資格を有する者に送付する。

7 入札

(1) 提出物

入札書及び委任状 ※価格は税抜き価格で表示すること。

(2) 入札日

令和3年 8月 10日（火） 10:00～

(3) 入札場所

入札参加申込者に別途通知

8 その他留意事項

(1) 落札者は契約の締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を実行委員会会長宛に提出すること。

(2) 落札者は落札後、資機材等の単価、数量を示した内訳表を提出すること。
なお、変更契約は提出された内訳表の単価を基準に行うものとする。

(3) 本入札終了後、参加資格に虚偽が認められた等の場合は失格とし、次点入札者と契約交渉を行う。

(4) 上記記載の日時に変更がある場合は、指示に従うこと。

(5) 別紙「入札参加者遵守事項」の内容に従うこと。

9 各提出書類の配布・受付場所

〒672-8048 姫路市飾磨区三宅一丁目 196 番地

姫路城イベント実行委員会（姫路市まちづくり振興機構内）

担当：安保、碁盤、熊澤

電話：079-240-6023 ファクス：079-221-2908

電子メール：himeji-jou-event@himeji-machishin.jp